

○国家公安委員会規則第二十三号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

国家公安委員会文書決裁規則の一部を改正する規則

国家公安委員会文書決裁規則（平成十年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三号中「内閣府令案」の下に「で重要なもの」を加え、第四号中「国家公安委員会規則」の下に「で重要なもの」を加え、第八号中「関すること。」を「関すること重要なもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。